

【別紙 1】

事業計画の概要

《保管のみ行う場合》	
①業務内容	
・一般家庭及び事業者から買い取った有害使用済機器を保管し、金属商等に売却する。 ・パーソナルコンピューターは買い取り後、手作業で解体・選別し、売却する。 ・主な仕入れ先（〇〇(株)、△△(株)） 主な売却先（□□(株)、☆☆(株)） ・保管に伴って生じた廃棄物は、廃棄物処理法を遵守し、適正に処理する。	
②取り扱う品目	
・廃棄物処理法施行令第 16 条の 2 第 5 号～第 32 号 ・主に取り扱う品目（パーソナルコンピューター、携帯電話端末、掃除機等）	
《保管及び処分を行う場合》	
①業務内容	
・一般家庭及び事業者から買い取った有害使用済機器を保管及び処分する。 ・パーソナルコンピューター、携帯電話端末は破砕機で破砕し、金属原料を選別後、売却する。パーソナルコンピューター、携帯電話端末以外は処分を行わず、売却する。 ・主な仕入れ先（〇〇(株)、△△(株)） 主な売却先（□□(株)（パーソナルコンピューター・携帯電話端末）、☆☆(株)（それ以外の有害使用済機器）） ・保管及び処分に伴って生じた廃棄物は、廃棄物処理法を遵守し、適正に処理する。	
②取り扱う品目	
・廃棄物処理法施行令第 16 条の 2 第 5 号～第 32 号 ・主に取り扱う品目（パーソナルコンピューター、携帯電話端末、掃除機等）	

事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要（総括表）

種 類		数 量	設置場所（設置年月日）	処理能力
保 管 施 設	(処理前) ヤード（露天）	2	①A市B町1番地 (〇〇年〇月〇日) ②C郡D町2番地 (〇〇年〇月〇日)	①保管量：〇〇m ³ ②保管量：△△m ³
	(処理後) ヤード（露天）	1	①A市B町1番地 (〇〇年〇〇月〇〇日)	保管量：□□m ³
処 分 ・ 再 生 施 設	破砕機（シュレッダー）	1	A市B町1番地 (〇〇年〇月〇日)	3 t／日
運 搬 機 材	油圧ショベル（リフティングマグネット）	1	A市B町1番地 (〇〇年〇月〇日)	—

【別紙２】

事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要（保管施設）

	処理前の有害使用済機器の保管施設	処理後の有害使用済機器の保管施設
保管する有害使用済機器の品目	廃棄物処理法施行令第１６条の２第５号～第３２号	パーソナルコンピューター、携帯電話端末
保管施設の所在地	①Ａ市Ｂ町１番地 ②Ｃ郡Ｄ町２番地	Ａ市Ｂ町１番地
保管施設の面積	①〇〇㎡ ②△△㎡	□□㎡
保管能力（容量）	①〇〇〇㎡ ②△△△㎡	□□□㎡
囲いの状況	①周囲３面にコンクリート壁（高さ４.５ｍ） ②周囲３面にコンクリート壁（高さ３ｍ）	周囲３面にコンクリート壁（高さ４.５ｍ）

（公害防止対策等）

飛散防止措置（汚水に係るものを含む）	①、②ともに囲い上部に鉄製ネットフェンス（高さ１.８ｍ）を設置	囲い上部に鉄製ネットフェンス（高さ１.８ｍ）を設置
流出防止措置（汚水に係るものを含む）	①、②ともに周囲に排水溝を設置し、汚水等が排水溝に流れるように、床面に適切な勾配をつける。	周囲に排水溝を設置し、汚水等が排水溝に流れるように、床面に適切な勾配をつける。
地下浸透防止措置（汚水に係るものを含む）	①、②ともに床面に鉄筋コンクリート（厚さ３０ｃｍ）敷設。排水溝によって集めた汚水は、油水分離槽を経由して適切に処理する。	床面に鉄筋コンクリート（厚さ３０ｃｍ）敷設。排水溝によって集めた汚水は、油水分離槽を経由して適切に処理する。
悪臭発散防止措置（汚水に係るものを含む）	①、②ともに腐敗性の物が付着した機器を引き取った段階で、直ちに付着物を除去する。	腐敗性の物が付着した機器を引き取った段階で、直ちに付着物を除去する。
ねずみの生息及び害虫発生防止措置	①、②ともに週に１度清掃を行い、衛生管理を徹底する。必要に応じ殺鼠剤等を散布する。	週に１度清掃を行い、衛生管理を徹底する。必要に応じ殺鼠剤等を散布する。
火災及び延焼防止措置	①、②ともに電池、油等を適切に回収し、有害使用済機器と他のものを２．５ｍ離して保管する。速やかな消火活動が可能な位置に消火器を設置する。	電池、油等を適切に回収し、有害使用済機器と他のものを２．５ｍ離して保管する。速やかな消火活動が可能な位置に消火器を設置する。
有害使用済機器の保管に伴い生ずる汚水による公共の水域及び地下水の汚染防止措置	①、②ともに排水溝によって集めた汚水は、油水分離槽を経由して適切に処理する。	排水溝によって集めた汚水は、油水分離槽を経由して適切に処理する。

続紙

事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要（保管施設）

騒音防止措置	①、②ともに営業時間（９：００～１７：３０）外は作業を行わない。 低騒音型の小型の車両、重機を用いる。	営業時間（９：００～１７：３０）外は作業を行わない。 低騒音型の小型の車両、重機を用いる。
振動防止措置	①、②ともに営業時間（９：００～１７：３０）外は作業を行わない。 低騒音型の小型の車両、重機を用いる。	営業時間（９：００～１７：３０）外は作業を行わない。 低騒音型の小型の車両、重機を用いる。
備 考		

（留意事項）

- ◆ 複数の施設がある場合は、施設ごとに作成すること。
- ◆ 飛散防止措置、流出防止措置、地下浸透防止措置、悪臭発散防止措置については、当該有害使用済機器の保管に伴って生じた汚水に係るものを含む。

（その他）

受け入れる有害使用済機器の計量を行う設備の概要	台貫（測定できる最大重量〇〇ｔ） １台
搬出する有害使用済機器の計量を行う設備の概要	同上
備 考	

【別紙 3】

事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要（処分又は再生施設）

処理施設の種類	破砕機（シュレッダー）
処分又は再生する有害 使用済機器の品目	パーソナルコンピューター、携帯電話端末
処理施設の設置場所	A市B町1番地
処理能力	3 t / 日 (0. 3 7 5 t / 時間)
操業予定時間	8 時間 / 日 (9 時 0 0 分 ~ 1 7 時 0 0 分)
囲いの状況	建屋内に設置

続紙

事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要（処分又は再生施設）
（公害防止対策等）

飛散防止措置（汚水に係るものを含む）	建屋内に設置した破砕機で処分する。 あらかじめ機器に含まれる油や液体を除去する。
流出防止措置（汚水に係るものを含む）	同上
地下浸透防止措置（汚水に係るものを含む）	床面：鉄筋コンクリート（厚さ 30 cm）
悪臭発散防止措置（汚水に係るものを含む）	腐敗性の物が付着した機器を引き取った段階で、直ちに付着物を除去する。
火災及び延焼防止措置	処分施設に投入する前に、電池や油等の処理に適さない物が含まれていないことを連続的にカメラにより監視する。 速やかな消火活動が可能な位置に消火器を設置する。
有害使用済機器の処分又は再生に伴い生ずる汚水による公共の水域及び地下水の汚染防止措置	処分施設から排出される汚水は、油水分離槽を経由して適切に処理する。
騒音防止措置	破砕機の作業時間（9：00～17：00）外は破砕機を用いた作業を行わない。 防音効果の高い壁を設置する。
振動防止措置	破砕機の作業時間（9：00～17：00）外は破砕機を用いた作業を行わない。 施設に振動防止装置を設ける。
備 考	

（留意事項）

- ◆ 飛散防止措置、流出防止措置、地下浸透防止措置、悪臭発散防止措置については、当該有害使用済機器の処分又は再生に伴って生じた汚水に係るものを含む。

続紙

有害使用済機器の処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法
(廃棄物)

廃棄物の種類		廃プラスチック類、汚泥、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」
発生量		廃プラスチック類：〇 t／月、 「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」：〇 t／月
処分方法		埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却 中間処理、売却の場合は具体的な方法 廃プラスチック類：●●(株)において焼却処分後、 ■●(株)において埋立処分 汚泥、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」： ■●(株)において埋立処分
処 分 先	自己処理	(処分場所)
	委託処理	(処分業者名) ①●●●(株)、②■●■(株) (所 在 地) ①●●●県●●市●●町●●番地● ②■●■県■●市■●町■●番地■

(再生品)

再生品の種類	破碎後金属
発生量	〇 t／月
利用方法	□□(株)に売却

(留意事項)

- ◆ 複数の処理施設がある場合は、施設ごとに記入すること。
- ◆ 処理施設の設置場所欄は、設置場所の地番すべてを記入すること。
- ◆ 処理能力欄は、1日当たりの処理能力をm3又はtの単位で記入し、()内に1時間当たりの処理能力を記入すること。

(その他)

有害使用済機器の処分 量又は再生量を計る設 備の概要	台貫（測定できる最大重量〇〇 t） 1 台
処分又は再生に伴って 生じた廃棄物、再生品 及びその他の物の計量 を行う設備の概要	同上
備 考	